

保全ニュース 九州

第44号 (2014年5月)

目次

- BIMMS-N(官庁施設情報管理システム)について
- BIMMS-N(官庁施設情報管理システム) **操作説明会を開催します**
- 「国家機関の建築物等の保全の現況」を公表しました
- **官庁施設保全連絡会議を開催します**
- 建物の不具合をなくしましょう!! (その17 屋上編)
- 忘れていませんか? (国の建物点検)

■ BIMMS-N (官庁施設情報管理システム) について

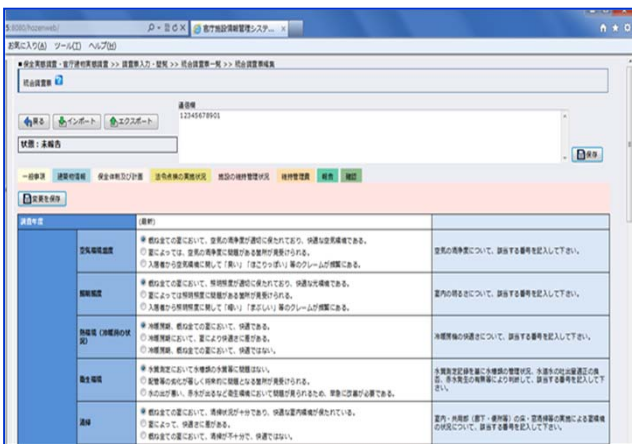
～これまでの「保全業務支援システム」をリニューアルしました～

BIMMS-N(Building Information system for Maintenance and Management Support in National government)は、国の建物(官庁施設)の施設管理業務を支援するため、施設の現状や保全に関する情報について、インターネットを通じて一元的に管理し、状況把握や分析ができるシステムです。

以下、システムの主な機能を紹介します。

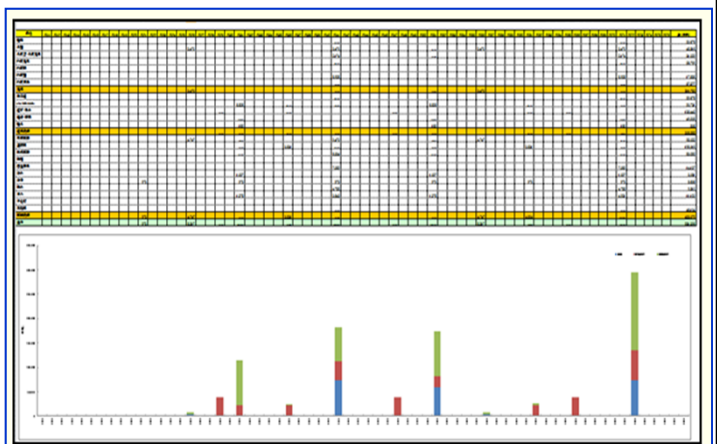
1. 保全実態調査・官庁建物実態調査の実施

毎年度実施する各調査の回答を入力することにより、所管施設の現状や保全に関する情報管理のほか、保全状況の診断・分析もできます。



2. 中長期保全計画の作成

中長期保全計画は、保全業務を計画的に実施するため、将来の修繕・改修費用の発生時期を予測するものです。所管施設の現状に関する基礎的な情報により、簡易な操作で作成できます。



3. 点検記録・修繕履歴の情報管理

法定点検や修繕履歴の内容を記録・保存することにより、過去の実施状況を確認できます。

・ 施設名称：○○○施設

・ 点検記録情報 ?

戻る 点検記録情報一覧表出力

No	点検・確認項目	関係法令	
1	建築物の敷地及び構造の点検	建基法第12条 官公法第12条	履歴
2	昇降機の点検	建基法第12条 人事院10-4第32条	履歴
3	建築物の昇降機以外の建築設備の点検	建基法第12条 官公法第12条	履歴
4	支障がない状態の確認	官公法第13条	履歴
5	消防用設備等の点検	消防法第17条	履歴
6	危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	消防法第14条	履歴
7	事業用電気工作物の保安規定による自主点検	電気事業法第42条	履歴

■BIMMS－N（官庁施設情報管理システム）操作説明会を開催します

国の建物の施設管理者を対象に、パソコンを使った実演習により、BIMMS－Nの操作説明や、活用できる機能の紹介を行います。

日 時 平成26年5月12日(月)、14日(水)、16日(金) 14:00～17:00

場 所 国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 研修所2階OA室
(福岡県久留米市高野1丁目3番1号)

内容(予定) ・保全実態調査・官庁建物実態調査の実施
(回答入力上の留意事項、結果分析機能の紹介)
・中長期保全計画の作成
・点検記録・修繕履歴の情報管理 等

■「国家機関の建築物等の保全の現況」を公表しました

平成25年度にご報告いただいた「保全実態調査」の全国データの分析結果や保全業務の関連情報を「**国家機関の建築物等の保全の現況(平成26年3月)**」としてとりまとめましたので是非ご覧ください。

内容は、国土交通省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000021.html

■官庁施設保全連絡会議を開催します

国や地方公共団体等の建物の施設管理者を対象に、保全業務を適切かつ効率的に実施いただくため、業務に役立つと思われる情報提供や意見交換を行う場として、毎年度、以下①・②の会議を開催しています。

①九州ブロック官庁施設保全連絡会議

＜対象＞ 国のブロック官署の施設保全責任者等

＜議題＞ 主に、保全業務の施策に関する内容

②各地区官庁施設保全連絡会議

＜対象＞ 国、地方公共団体、独立行政法人等の保全担当者

＜議題＞ 主に、保全業務の実務に関する内容

今年度は、以下の日程で開催しますので、是非ご参加ください。

会 議	開 催 日	開 催 地	開 催 場 所
九州ブロック官庁施設保全連絡会議	平成26年6月13日(金)	福岡市	福岡第2合同庁舎
福岡・佐賀地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月9日(水)	福岡市	福岡第2合同庁舎
熊本地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月11日(金)	熊本市	熊本地方合同庁舎
大分地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月15日(火)	大分市	大分河川国道事務所
宮崎地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月16日(水)	宮崎市	宮崎法務総合庁舎
長崎地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月18日(金)	長崎市	長崎県総合福祉センター
鹿児島地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月23日(水)	鹿児島市	鹿児島合同庁舎

■建物の不具合をなくしましょう!! (その17 屋上編)

建物の屋上やその周りでは、事前に不具合を知らせるサイン(兆候)がよく現れています。以下、実際に建物で見られた主なものを2つ紹介します。

1. 伸縮目地に生えた雑草 ～建物内に漏水のおそれ～



屋上全景

伸縮目地に雑草が生えている状況



拡大

伸縮目地

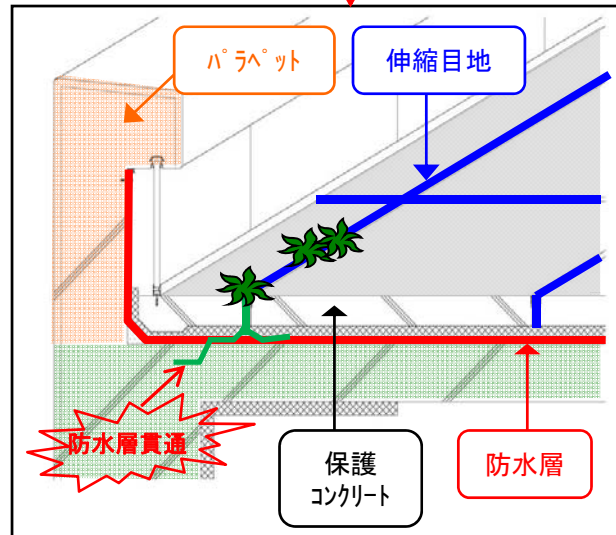
放置すると・・・

【解説】

屋上は風で運ばれてくる土砂や雑草の種子などが堆積し、防水保護コンクリート伸縮目地部分に雑草が生えてきます。

この雑草を放置しておくと、雑草の根が防水層を貫通(右図)し、雨天時に建物内へ漏水が発生する可能性があります。

雑草を抜き取ると根が防水層を貫通していた場合は水みちが出来てしまい、漏水する可能性があるため、抜き取らず、伸縮目地より上の雑草を刈り取る対策を行って下さい。



2. 庇先端に溜まったコンクリート片 ～通行者に落下のおそれ～



↑ 通路



庇先端の破損



この破片が落ちると・・・

【解説】

庇先端が破損しており、多くのコンクリート片が庇先端に溜まっています。この下は通路となっており、通行中にコンクリート片が落下し通行者に危害がおよぶ可能性があります。

このような場合は、通路に立ち入り禁止の区画を行いコンクリート片の撤去・補修が必要です。

これらのサインが現れていないか、所管施設の確認をお願いします。

■忘れていませんか？（国の建物点検）

～人事院規則10-4に基づく「機械換気設備の点検」～

1. 人事院規則10-4について

- (1) 人事院規則10-4 第15条（勤務環境等について講ずべき措置）
各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置その他職員の健康保持のため必要な措置を講じなければならない。
- (2) 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について （S62.12.25職福 - 691）
第15条関係
一 この条の規定により各省各庁の長が勤務環境等について講ずべき措置は、（中略）事務所衛生基準規則（S47労働省令第43号）（中略）の規定の例による措置（中略）とする。

人事院規則10-4では、各省各庁の長が、職員の健康保持のため、勤務環境について必要な措置を講じなければならないと定められており、その一例として、「換気」が明示されています。

また、措置の具体的な内容は、「事務所衛生基準規則の規定の例による」とされています。

2. 事務所衛生基準規則について

○事務所衛生基準規則 第9条（点検）

事業者は、機械による換気のための設備について、はじめて使用するとき、分解して改造又は修理を行ったとき、及び2月以内ごとに1回、定期に、異常の有無を点検し、その結果を記録して、これを3年間保存しなければならない。

(1) 対象設備

「事務所衛生基準規則の解説」によると、「機械による換気のための設備」とは、空気調和設備、機械換気設備、換気扇などの換気のための設備全てをいいます。



空気調和設備



換気扇（湯沸室）



換気扇（便所）

(2) 対象施設

国の一般的な庁舎であれば、(1)の対象設備のいずれかがあると考えられ、ほぼ全ての庁舎が対象と思われます。

(3) 点検について

資格が求められていないため、職員自らでも点検できます。

「規定された頻度」により、定期に「異常の有無を点検」し、その「結果を記録」し、「3年間保存」することとなります。

事務局
九州地方整備局営繕部 調整課 保全企画係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
TEL 092-476-3537
FAX 092-476-3486
Eメールアドレス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

保全指導・監督室 保全指導係 TEL 092-476-3539
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21